

掛川市規則第 9 号

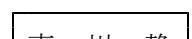
掛川市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）の一部を次のように改正する。

福祉事務所印		正 方 30	てん書	福祉事務所名を もってする文書	1	福祉事務 所長
--------	---	-----------	-----	--------------------	---	------------

福祉事務所印	静岡県掛 川市福祉 事務所	正方形 30	てん書	福祉事務所名を もってする文書	1	福祉事務所 所長
乳幼児セン ターすこやか 保育園部印	静岡県掛川市 立乳幼児セン ターすこやか 保育園部之印	正方形 30	れい書	乳幼児センターす こやか保育園部を もってする文書	1	こども希望 課長

課長印	掛川市 何々課 長之印	正方 18	れい書	課長名をもってする文書	26	課長
-----	-------------------	-------	-----	-------------	----	----

課長印	掛 川 市 何 々 課 長 之 印	正方 18	れい書	課長名をもってする文書	27	課長
-----	-------------------------	-------	-----	-------------	----	----

- 1 -

福祉事務所長印	掛川市福祉事務所	正方 18	れい書	福祉事務所長名をもってする文書	1	福祉事務所長
---------	----------	-------	-----	-----------------	---	--------

を

福祉事務所長印	掛川市福祉事務所	正方 18	れい書	福祉事務所長名をもってする文書	1	福祉事務所長
乳幼児センターすこやか保育園部園長印	掛川市立乳幼児センターすこやか保育園部園長之印	正方 18	てん書	乳幼児センターすこやか保育園部園長名をもってする文書	1	こども希望課長

に、

建築主事印	掛川市建築主事之印	正方 18	れい書	建築主事名をもってする文書	1	課長
-------	-----------	-------	-----	---------------	---	----

を

建築主事印	掛川市建築主事之印	正方 18	れい書	建築主事名をもってする文書	1	都市政策課長
-------	-----------	-------	-----	---------------	---	--------

に改め、同表 3 の表中

専用市長印	掛川市 長之印 何々専用	正方 18	てん書	市民課認証用	4	市民課長
				登記事務専用	1	管財課長
				危険物関係許認可用	1	消防長
				認可地縁団体証明専用	3	生涯学習 協働推進 課長
			れい書	市税に関する諸証明及び徴収事務用	4	市税課長
				介護保険に関する証明及び通知用	3	高齢者支 援課長
				後期高齢者医療保険に関する証明及び通知用	1	国保年金 課長
				東部地域健康医療支援センターの使用許可用	1	地域医療 推進課長
				り災証明用	1	危機管理 課長

を

専用市長印	掛川市 長之印 何々専用	正方 18	てん書	市民課認証用	4	市民課長
				登記事務専用	1	管財課長
				危険物関係許認可用	1	消防長
				認可地縁団体証明専用	3	生涯学習 協働推進 課長
			れい書	市税に関する諸証明及び徴収事務用	4	市税課長
				介護保険に関する証明及び通知用	3	高齢者支 援課長
				後期高齢者医療保険に関する証明及び通知用	1	国保年金 課長
				り災証明用	1	危機管理 課長

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。